

○泉佐野市田尻町清掃施設組合文書管理規程

昭和40年7月26日

泉佐野市田尻町清掃施設組合訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、組合事務局における文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用)

第2条 組合事務局における文書の管理に関しては、別に定めるもののほか、泉佐野市の例による。

付 則

この訓令は、昭和40年7月26日から施行する。

附 則(平成19年3月30日泉佐野市田尻町清掃施設組合訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(令和7年3月27日泉佐野市田尻町清掃施設組合訓令第2号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。